

いしかわ土日おやすみモデル工事Q & A

Q 1 土日以外（祝日を含む）を休日にした場合、週休日にカウントしても良いですか。

A 1 モデル工事では、現場着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程（様式2）を監督員に提出していただきますが、工事着手後に作業工程等の理由で土日の休日取得が困難な場合は休日の振替えも可能です。

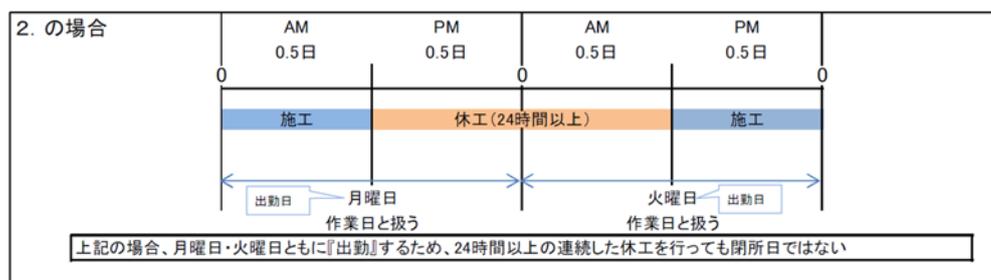
週休2日の定義としては、現場の着手日から完了日までの期間において4週8休相当の現場閉所を行ったと認められる状態であり、4週8休相当とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達することとしており、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

Q 2 週休2日の実施状況の確認はどのように行うのですか。

A 2 受注者が工期最終日までに提出する実施工程表で、現場の着手日から完了日までの期間における週休2日（4週8休相当）の日数を確認します。

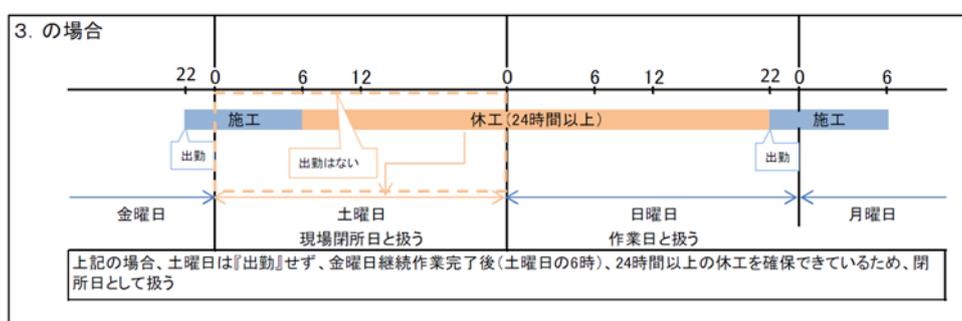
Q 3 午前又は午後のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか。

A 3 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。下記のケースのように、月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うため閉所日として扱いません。



Q4 夜間作業における現場閉所の取扱いはどうになりますか。仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか。

A4 金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜22時から月曜6時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜については24時間以上の休工を確保しており、現場閉所としての取扱いは可能です。



Q5 工事着手時に週休2日の計画工程表を提出しているが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してもよいですか。

A5 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日の変更については、工程表を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Q6 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか。

A6 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることができます。

Q7 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、会社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか

A7 モデル工事では、作業従事者の休日取得を目的としており、その趣旨を踏まえ、週休2日の確保を原則としていますが、やむを得ず、現場閉所日

に会社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。ただし、可能な限り、振替休暇など趣旨に沿った対応がとられるべきであると考えます。

Q8 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか。

A8 A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。ただし、A現場とB現場が同一工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q9 年末、年始及びお盆休暇の前後や5月の大型連休に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか。仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか。

A9 対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含めないこととしています。今回のようにこの前後に現場閉所した場合や、大型連休については、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

Q10 休日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか。

A10 週休2日を原則としますが、やむを得ない理由により、週によって休日数が変動してもかまいません。現場の着手日から完了日までの期間における現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合に4週8休達成となります。

Q11 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われますか。

A11 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休2日の対象期間から除外します。

Q12 4週8休を達成した場合のメリットは何かありますか。

A12 4週8休を達成した工事は、国の基準に基づく積算上の労務費等の補正が適用となるほか、工事成績評定の社会性等（第二次評定）において2.5点の加点となります。

Q13 4週8休を達成できなかった場合、ペナルティはありますか。

A13 発注者指定型で4週8休を達成できなかった場合は、当初設計で計上した労務費や機械経費などの補正分を減額変更します。

発注者指定型で明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、指定及び希望型問わず、実施の虚偽報告を行った場合は、土木部工事成績評定要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を行うものとします。

Q14 モデル工事において、設計変更により工期延長が必要となる場合、工期の変更は認められるのですか。

A14 工期の変更については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととしており、湧水の発生など受注者の責によらない場合は工期の延長が可能です。工期延長する場合は、週休2日を考慮した適切な日数を計上することとしますので、受発注者で協議して下さい。

Q15 「年末年始6日間」「夏季休暇3日間」については、対象期間から除外することになっていますが、土日は含まれるのでしょうか。

A15 週休2日の対象期間から除外される「年末年始6日間」及び「夏季休暇3日間」の適用については、下記のとおりとします。

- ・年末年始6日間 … 原則、12月29日～1月3日までの土日を含む6日間
- ・夏季休暇3日間 … 土日以外の任意の3日間（原則、お盆期間）